令和元年度　第３回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会　議事録

■日　　時　　令和元年６月２５日（火）午後３時から

■場　　所　　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

　　　　　　　５階　大会議室２

■出席委員　　池田委員、鈴木委員、薬袋委員、大森委員、高比良委員、吉田委員

　　　　　　　岡本（真）委員、北村委員

（計８名）

■会議内容

○事務局：

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「令和元年度第3回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会」を開催致します。

○事務局より配付資料の確認

○事務局

次に、会議の成立について御報告させて頂きます。本部会の委員総数は、専門委員2名を含む合計8名でございます。本日は8名の全委員に御出席頂いており、会議が有効に成立しておりますことを御報告させて頂きます。

　御出席委員および事務局につきましては、配席図をもって御紹介に代えさせて頂きます。

　それでは、今後の議事の進行を池田部会長にお願い致します。どうぞよろしくお願いします。

○池田部会長

皆さま、お忙しい中御参集賜りまして誠にありがとうございます。大阪府の御案内のように限られた予算の中で第3回の会議となりました。ぜひ本日は前向きかつ実質的な御議論ができればと思います。

　お手元、次第がございますが、2の議題「（1）大阪府消費者基本計画（第2期）策定に向けての意見答申（案）について」ということが本日の重要な議題になります。この議題の（1）のほうですが、お手元にある資料の1の答申、それから資料の2の数値目標等設定、これがあるかと思いますが、本日これを続けて説明を受けた後、皆さまの御意見を賜りたいというふうに思っておりますが、まずはそのようなところで始めさせて頂いてよろしいでしょうか。それでは、まず事務局より御説明のほどお願い致します。

○事務局　　（資料１～２について説明）

○池田部会長

ありがとうございます。資料の1、それから資料の2、ただ今の段階でどうしても指摘しておきたいというところがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと私から細かいことで恐縮だけど、資料の1の49ページの①の次の②の所です。もちろん内容はよく分かっているのですが、ポイントが訴訟への支援という形ではっきり決めつけ気味に書いてある中で、ちょっとADRが唐突に入っていますので、せめて最後を「訴訟への支援ほか」くらいでやるのが多分タイトルと中身の整合という意味では、というふうにちょっと気付きました。本当に表現だけの問題で恐縮ですが。それでは。

○大森委員：いいですか。ちょっとだけ。

○池田部会長：マイクをお願いします。

○大森委員

資料1のほうで気の付いた点だけ2つ3つ。24ページの所に若者向けのスマホ対応サイト。これは第1期に新規事業で取り組んだことなので、もしアクセス数がここで分かるのであれば、どれだけあったのかと書いて頂けたらうれしいなと思うのと、26ページの高校生の消費者教育の取り組みの所で、これ本文中は「めざそう！消費者市民」についてのアクティブラーニング型の授業をやって教職員研修を実施というふうに書いてあるのですけど、そこに付いている表はその研修とは別の研修の数の表だと思います。ちょっとふさわしくないのではないかなと思います。

　28ページの大阪市の意識調査は平成31年というか、今年の春に新しいのが発表されているので、ここはまた新しくしても構わないかなと。

　30ページの表の下に備考があって、ちょっとこれはすごく細かい具体的なことが書いてありますが、ちょっとここまで書く必要があるのかなとちょっと思うのと、センターの広域化という話と、センターを広域化すると町村窓口がその町村にはなくなってしまうというのは、必ずしもそういうことばかりではないという話を以前聞いて、相互乗り入れとか巡回方式というのをやってる所もあるよみたいな話を聞いたことがあるので、もうちょっと柔軟に議論する余地があるのではないかなと思います。

　あと、すいません、本当に細かい38ページの所で、本文の最後の段落の所ですけど、低炭素というのを今回入れてもらっていりますが、これは大阪府の環境総合計画だったか、そこは低炭素と省エネルギー社会の構築ということになっているので、それを引かれたのかなと思うのですけど、国のほうはこの前も閣議決定で、もう脱炭素の社会を目指すということが明確になっているので、もう脱炭素にしておいたほうが今の段階だったらいいのかなと。

　1個だけ質問、すいません、なのですけど、3ページの所で、先ほどの御説明の中でもあったのですけど、市町村の役割について府の責務の所で少し触れるというように今回直したということなのですけど、ちょっと僕あんまりよく理解できないので、その考え方を教えてほしいのですけど。「目指すべき姿」のところは府、市町村、事業者、消費者というふうに書いてあるわけですね。4つそれぞれの責務と役割を認識して書いてありますが、それを書き下した所は府の責務があって、でも、市町村の責務ということで1項目起こすというのは、僕はそのほうが流れ的には自然かなと思うのですが、なぜそういうふうに書かれないのかというところは何か理由があると思うので、そう書かない理由があるのであれば教えて頂きたいと思います。

○池田部会長：事務局のほうで、この段階で指摘頂けるところがありましたら。

○事務局

はい。目指すべき姿は、府も市町村も事業者も消費者もみんなでやりましょうということですが、この計画自体が府の計画であるということなので、市町村についての責務というようなことはあえて書かないと。現計画にもそれは書いてありませんので、その考え方を踏襲しようということで書いておりません。ただ、市町村がどんな役割を担うのかということについて何も記載がされていないので、そこで「住民に最も身近な消費者行政を担う」という言葉を付けて、理解を得やすいような形にしております。

○大森委員

分かりましたということにしておきますけれども、ただ、市町村の責務とかいうのを法律上にも書かれていることなので、本当に一般的にそれを書いてあるのが何か不都合があるとは僕にはとても思えないということで、意見だけは述べておきます。

○池田部会長：それでは、高比良委員。

○高比良委員

すいません。全相協の高比良です。私のほうからもちょっと気付いた点、細かい点ですが、今この時点でお伝えさせて頂きたいと思います。資料1の23ページは、「もずやん」が入った写真とかイベントの写真等を入れて頂いて大変分かりやすくなってると思うんですが、ちょっと本当に細かいことなんですが、「大阪府ホームページ消費生活辞典のアクセス件数」と表の上にタイトルが書いているんですが、こちら消費生活辞典の「辞」の字なんですが、大阪府さんは「事」という字をいつも書いておられるかと思いますので、ちょっと本当細かいことですが、こちらを「事」のほうに直して頂きたいと思います。

○事務局：ありがとうございます。

○高比良委員

それから、25ページですけれども、③の「高齢者、障がい者、若者等への支援」ということで、前回は「障がい者等自立困難な消費者への支援」という項目にこちらはなっていたかと思います。そちらを若者等への支援に変えられた理由がちょっと分からなくて、内容を読み込ませて頂いても若者についてのことがこのタイトルの中には書いてないように思います。③なんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局：お答えしてよろしいですか。

○池田部会長：はい。お願いします。

○事務局

これは、ちょっと前回ミスでして、ここは現計画、そもそもここがどういう章なのかというと、「大阪府消費者基本計画第1期期間中における取り組み実績と課題」なので、今の計画のタイトルの中でそれがどうなのかという意味です。なので、ちょっとそこのところを前回の今まで出したやつが今の計画のタイトルを使わずに書いてしまったというところがあったので、今の計画のタイトルどおりに修正したということになります。なので、そういう御意見も別途頂いていて、「環境に配慮した消費生活の推進」のところも、これは今の計画がこのタイトルになっているので、これを使ったという、そういう意味、同じような考え方になります。前回の分でちょっと間違えていたことにつきましては、おわび申し上げます。

○池田部会長

それでは、まだ御指摘頂くところがあろうかと思いますが、ペーパーをお出し頂いたお三方から、本来はたっぷり時間を差し上げてというところですが、ちょっと今のやりとりで時間を取りますので、できましたらポイントのところだけ一言ぐらいのお気持ちで、それぞれお三方から説明して頂ければと思いますが、では、まずは薬袋委員から。

○薬袋委員

薬袋です。「重点目標と数値目標等に関する提案」というものを見てください。私のほうからは重点目標、数値目標を10個、それから、その他の指標の活用についてというものを本文に入れて頂きたいという提案をしております。重点目標は、市町村とか関係諸機関の理解と協力というところで、一律押し付けをしないというニュアンスを出しながら1から10までということで、1は先ほどの資料2と同じものです。

　2なのですが、これは治安対策課とか大阪府警の協力が要ると思いますが、相談して頂ければ、この2を入れることについては決して反対はされないのではないかと。安全なまちづくり条例の改正もなされたところなので、これを入れて頂くというのは非常に本文の中にも特殊詐欺対策というのが入っていますので良いのではないかと。

　それから、③は先ほどの資料2と同じようなものです。④は強化作戦のものを少しアレンジして、前回大森委員が言われたことを参考にしてみました。⑤は188のみを50％以上とするという目標を挙げました。これ、現在消費者庁のほうが調査をしているので、毎年、ずっと調査するわけではないようなのですが、しばらくは継続的に調査されるようなので、大規模な調査をしておられるので、これは消費者庁に問い合わせればすぐに分かる　数字なので、消費生活センターの認知度だとちょっと調査が必要かと思ったのですが、この188については容易に指標が得られるということで5番を入れました。

　それから、6番は地方消費者行政強化作戦の内容を再度掲げるというものにしています。7番目は、府のセンターのあっせん率10％、あっせん解決率90％とすると。これ、知り合いの弁護士とちょっとどうかなということで議論したところ、せっかくセンターを運営しているのであれば、消費者がちゃんとあっせんをするかどうかについて情報提供して、あっせんを行って解決を目指すというのは入れるべきではないかと。

　それから、8は「くらしすと」がペーパーからおそらくダウンロードする形になると思いますが、現行3万部と同じぐらい、それ以上の目標を挙げてはどうかと。それから、ミニ講座については現在150回ほどを消費のサポーターの方がやっておられますが、それに限らずということで、高齢者向けミニ講座という形で300回以上、1万人ということで倍を目指すと。それから、さらには成年年齢引き下げの関係で若者向けの実践的な啓発講座を全ての大学でやると、このぐらい掲げてもよいのではないかというふうに私は思ったので掲げました。

　11番目は食品ロス15％とか25％という削減目標を掲げる例があるようなのですが、これについては将来的に追加するということで、現在10個ということで、ぜひともこの10個を全部入れて頂きたいなと思っています。

　2番目は、その他の数値目標ということで、それは本文の中に数値を重視して、それを利用してということで、参考指標という考え方に非常に近いものだと思いますが、それを本文中にうたって頂いて、順次あまり、計画の下の段階での毎年の見直しの作業の中で具体的に数値を拾うという作業をやって頂ければどうかというふうに思って提案致しました。

　ぜひとも二つに限らず、10個ぐらいの目標を設定して頂ければと思っております。以上です。

○池田部会長：ありがとうございました。それでは、引き続いて大森委員、お願い致します。

○大森委員

では、私のペーパーを御覧頂いて、私のところでは第2点、重点課題ということで、目標課題というよりは取り組むべき課題ということで整理して、そこに目標を立てていく、という整理をして、最低これぐらいであれば、府事務局を含め、表現できるのではないかなというところだけに絞ったのを今回出しました。1回目にいろんな面をたくさん出していて、それは取り下げたつもりでは別にないのですが、最低これだけはという感じです。

　中身はもう御覧頂いたように、きょうちょっと考え方の点でやっぱりちょっと違うのかなと先ほどのお話も聞いていて思ったのは、私の1ページ目の下の第4章の重点課題と書いてある太字の所を御覧頂きたいのですが、そこでは二つ目の点で、「重点課題を担うもので、府民、消費者、事業者、行政、その他関係主体が目標を共有して、連携して事業を推進することとします」というふうに書きました。大阪府さんだけが頑張る計画というものには私はしたくないと思っており、みんなで取り組むものにしたい。そのために分かりやすく何をやるかを示したいというのが最初からの思いでして、何とかそういう考え方にもうちょっと寄せて頂けないものかなというふうに思っています。

　私の設定した課題を見ていくと、きょう資料の2でお配り頂いている重点目標とあと参考指標のところとかなり重なっていますので、そこから外れているところでは、重点課題4の事業者指導・処分の件数ということですね。これは、私は第1期のところで普通のセンターさんの所も力を入れてやっておられたところだというふうに理解していたので、そこをやはり引き続き継続して追っ掛けていこうよということで、これを入れたということと、あと重点課題の5でSDGsの問題です。

　これも先ほど申したとおり、府だけがやるということじゃなくて、前回ACAPさんのほうから事業者のところで消費者志向経営というのを考えたいという御提案があったので、それを参考にさせて頂いて、「消費者は何するねん」ということもやっぱり入れたいなと思っていて。でも、なかなか難しいのですが、消費者が自らSDGsのこととか消費者市民社会のことを考える場をつくるということを大阪府さんとパートナーシップでやる場所を年に何回かつくりましょうよというようなことで、みんなでSDGsをやっていきましょうという目標を、せっかく大阪関西万博もあることなので、SDGs絡みで何か打ち出せたらいいなという思いで入れたものでございますので、この件数とかがいいのかどうかとかいうのはあるかと思いますけど、ぜひ皆さんの御意見を頂いて合意頂いたらうれしいなと思います。

　あと重点目標と別個に、1ページ目の冒頭の所の真ん中辺りに〓2を持ってきたのですが〓、前回答申の時には「終わりに」ということで少し文章が付いていました。その「終わりに」の中にやっぱり消費者行政の充実、重要なので人員と予算の拡充に配慮をお願いしたいという文章が入っていました。今回も、そこは答申というところでは、やはり府に対してそれを求めたいと思いますし、これから国の交付金あるいは支援というのがどうなるか分からないということで言えば、これ今も府からは国に対しての要望がして頂いているところだと思いますけれども、引き続き支援強化を国にも求めてほしいということを審議会の思いとして書いたらどうかな、ということで提案をさせて頂いております。

○池田部会長：それでは、高比良委員、お願いします。

○高比良委員

すいません。相談員協会の高比良です。私のほうからは、ちょっと追加で資料をお配りさせて頂きまして失礼致しました。前回ちょっと私、体調不良で欠席させて頂きましたが、前回の検討部会の中で数値目標としてアウトプットとアウトカムというところについて考え方が議論に出たということで、改めて4つの重点課題を私共のほうから挙げている中でアウトプットとアウトカムの指標に基づいて数値目標を立てさせて頂きました。

　ただ、私共はやはり相談員として実際に府民の相談を受ける立場でして、相談員がやはりきっちり各センターで充実というか、やりがいを持って仕事ができるような状況でないと、なかなか府のセンターとしての役割強化、および府だけではなくて市町村もそうなんですけれども、なかなか充実していくのは難しいのではないかと考えております。

　その中でやはり府センターの役割強化として、先ほどあっせん率のことを薬袋先生のほうから挙げておられたと思いますが、この10％以上を目指すということについては、府の場合は各市町村のほうに引き継ぐ案件というのも多いかと思います。各市町村のほうに引き継がれた場合には、府独自で受けたものという数ではなくなると思いますので、そういった場合にはあっせん率10％を切ってしまうのではないかと思いますので、この10％というのはあくまでも府のセンターのほうで受けられて、独自で処理に当たったものということで10％を目指して頂きたいと思っております。

　理由としては、やはり市町村に対してモデルになるようなあっせんの手法等をきっちり示して頂くということで、市町村に対しての支援にもつながるのではないかということで挙げさせて頂いております。

　その他、ちょっと細かいことばかりで、こういう内容まで基本計画の中に盛り込むべきかどうか、私共自身もちょっと迷ってはいますが、あくまでも目標としてやはりこちらアウトプット指標の中に挙げております6個の項目については、府の役割強化ということでぜひとも考えて頂きたいということで意見を入れております。

　その中で特に6番についてですが、消費生活センターの設置状況について、今人口5万人未満の市町村で4つがまだセンターとしての設置はされていないと聞いていますけれども、センター未設置の市町村では本当は府のセンターに行って頂ければそれが一番良いですが、広域というよりもやはりできれば身近で相談したいという声が多いと聞いております。そのような場合、例えば忠岡町が人口1万8,000人ですけれども、こちらは町のほうがあっせんには週2回以上の受け付け体制が必要という判断をしまして、12年前から週2回の開設となっております。そういうことから、未設置の自治体につきましても、週2回以上の受け付け体制というのを目標にして頂ければと思って挙げております。

　その他、2番については、誰一人取り残さない消費者教育をということで、基本計画の中に、全ての高校において消費者教育を実施するということは書かれていますが、やはり障害をお持ちの方とか、特に聴覚障害者の団体向けなどにも目標値を挙げて頂いた上で、消費者教育をして頂きたいなと思っております。特にやりっ放しではなくて、必ず効果の検証をしていく意味でも、毎年アウトカム指標として効果がどれぐらい上がったのかを調査していくべきではないかと考えております。

　その他、3番としては、先ほども少し述べましたが、消費生活相談員への支援強化ということで、来年度より会計年度任用職員制度も実施されるということがございまして、消費生　活相談員としては仕事の内容、条件については大変不安な思いでおります。そういった消費生活相談員に対しても、府のほうはやはりモデルとして、消費生活相談員の条件ですね、働く条件について充実して頂きたいと考えて、数値目標についてもメンタルケアサポートとかカウンセリングなどを受けられるように、府に最低1人のそういった有資格者の方の設置を求めたいです。

　4番目としては、きょうは特にお話は上がっていませんでしたが、消費者教育コーディネーターについても、やはり消費者安全確保地域協議会を府内全ての自治体に設置ということを目標にしているのであれば、こちらについても全ては難しいかもしれませんが、せめて人口5万人以上の全市町村には1人以上置いて頂きたいというのをアウトプット指標にして頂きたいと考えております。

　また、アウトカム指標については、先ほど消費者庁のほうのデータとか講座内容を指標の資料にしたいということで御意見頂いておりますが、なかなかアウトカムの指標を取るのは難しいのかもしれませんが、毎年各種学校や福祉関連施設、市民講座などの受講者アンケートを基に調査できればいいのではないかとして意見を述べました。以上です。ありがとうございます。

○池田部会長

ありがとうございます。それでは、これより意見交換の時間としたいと思いますが、お手元にACAPの消費者志向経営でそれぞれのペーパーがございますが、当部会にも事業者代表として吉田委員が加わっておられますので、コメント等を頂けましたら。

○吉田委員

ちょうど昨日、この資料が届きましたものですから、これはちょうど御説明するにはいい機会だなと思いましたので配布させて頂きました。

　まず、この資料のこの図ACAPモデルというのをご覧頂ければいいんじゃないかというふうに思います。消費者庁のホームページでは、「第3期消費者基本計画では、事業者が消費者を重視した事業活動、すなわち消費者志向経営を行うこと」等、それから「消費者庁は、事業者団体や消費者団体と連携して、事業者の消費者志向経営を推進しています」という内容が書かれております。　消費者志向経営というものの事業者の取り組みとして、どういうふうにつながりがあるのか、整合性があるのかということを簡単に御説明したいなというふうに思いました。

　この表に出ております、まず消費者志向経営には二つございまして、大きくは、一つはCSですね。顧客満足ということで、これは満足度を高めるということでお客さまの声を反映と、VOCと言っております、そういうところから製品開発、製品改善に生かすという内容の一つ。

　それから、二つ目にCSRという考え方がございますね。その中でも、病院であったり、学校とかというものを加えますと、いわゆるSRという社会的責任を果たすということがございまして、これはISO26000という手引書に準拠してわれわれは受け取りますが、その中で中核主題というのが7つございます。その中で、ここに書いております、CSVと書いておりますが、これはいわゆる消費者との共通価値の創造ということで、分かりやすく言えば「三方良し」と、売り手良し、買い手良し、社会良しというような、世間よしですね、そういうような内容のことでございまして、これを企業として、事業者としては戦略的な自社の強みで解決していこうということが、この内容の説明になります。

　それを具体的な内容で進めていくに当たりまして、先ほど大森委員のほうからも御説明がありました内容ですが、いわゆるエシカルな商品づくり・サービス、それから、それを消費するということが非常に関わる内容でございまして、簡単に申しますと、環境に配慮したものづくり・サービス、それとそれを消費するという内容、それから社会とか人に対する配慮、そういうものづくりと消費、それから障害者支援、自立支援ですね、そういった内容であったり、あとその中で環境や人権に配慮しない企業についてボイコットといいますか、排除するとかという内容も、これは重要な内容なのかなということもございますので。

　そういう中で、具体的な内容はそういうエシカルな消費、エシカルな商品づくり。これがいわゆるSDGsのアジェンダにつながる内容でございまして、特に12番の「つくる責任つかう責任」という内容が一番身近な内容でございますが、そういう中で最終的にサステナブルな社会形成へつながるという内容を要約した形で盛り込んで頂ければというふうに思います。以上です。

○池田部会長

ありがとうございます。今御指摘頂いたところで、散々ニュースでも取り上げられているプラスチックごみの問題があるわけですが、大阪府の中での対応として、どこまでそういうことができるかという辺りが本日のテーマなんだろうかと思います。その他、まだ発言できてない方が優先的に御発言頂ければと思いますが、いかがでしょうか。岡本委員、いかがでしょうか。

○岡本委員

教育に関するところで指標などを出して頂いておりますが、これはもう当然といいますか、この形で。本当に今ちょうど私たち、文部科学省に行って7月から私たち〓府の教育、また消費者教育の推進の〓話などをするのですが、必ず宿題のようなものがあって、府の取り組みとしてどの程度進んでいますかというのを私たちはまとめるわけなのですが、やはり「社会への扉」をどのように使った授業が学校でなされるのか、やられるか、そういった事例を要するに全都道府県が宿題として出されてくるわけですが、そういったこともありますし、当然「社会への扉」や府は「めざそう消費者市民」も一緒に作らせて頂いていますので、併せていろんな学校で広く使っていくような、実例などは教育委員会と府とマッチしているので、この形での流れも一応しておきました。

○池田部会長：ありがとうございます。それでは、北村委員、今のことで何かございますか。

○北村委員

金融教育の話が結構書き込まれているので、私共のほうは、そこは非常に良かったと思っています。今のSDGsの関係でも多少金融教育の絡みがありまして、第8の目標「働きがいも経済成長も」というのは、「全ての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する」というターゲットが含まれていて、これが実は金融教育の促進というものにつながるというふうに考えていまして、SDGsの中にも金融教育を拡大していこうという中身があるというふうに考えています。私共のほうは、そんな感じです。

○池田部会長

事務局のほうで「この点はこういうふうに一応考えるべきではないか」ということの何か根拠規定がもしあるようでしたらお願いします。

○事務局

すいません。今、大森先生のほうから事業者指導についての指標について御指摘を頂いたところですが、もともと数値目標というお題がありますので、私共としてはこの処分の件数が目標というのはなかなかなじまないなという発想が原点にはありました。処分の件数が多ければいいというものでもありませんし、究極に言うと処分がないほうが望ましい。事業者に適正に法を守って頂いて、私共が行政処分等に至らないのが一番望ましいというふうには考えています。

　ただ、当然経過の中で指標として、過去においてどういった状況であったかということは見ていくのが必要なのかなとは思っています。特に、この間法改正等もありますので、5年前と今でも、われわれも法定で持っている権限にもかなり差異ができています。例えば景品表示法においては、平成26年12月から措置命令ができるようになりましたので、それまでの指示とは随分違っている。あるいは、平成29年12月から特定商取引法上は業務禁止命令というのができるようになりましたので、停止命令の際に禁止命令を併せて行いますと、当然ながら処分件数が増えるというようなこともありますので、個々の数字がなかなか経年で見たとしても意味を持つのかどうかについて若干疑念があったので、今の時点では目標とはしておりません。ただ、その中で全体的な指標という中で経過を見ていくという部分においては、重要なのかなとは思っています。

　それからもう1点、高比良先生の頂いた資料の中から私共の苦情審での府のセンターから行く件はという御指摘を頂戴しておりますが、私は苦情審のほうも担当しておりますので、苦情審そのものはなかなか、私はもともと苦情審に合った案件・合わない案件というのもありますので、私共が「この案件を上げてください」とか、そういうことでもなかなかないので、上がってくればという部分があります。

　もう一つは、府のセンターに限ったことではなくて、これは市町村のセンターも含めて、あっせん解決に至らなかった場合には、もちろん苦情審のほうでお受けしますので、なかなかこれも数値の目標という部分にはなかなかなじまない、あるいは何件以上というものでも少しないのかなと思っておりまして、この間市長会等からも苦情審については御要望を賜っているのですけれども、私共としてはさまざまな今ADRでの解決策が増えている中で、消費者の苦情に適切に対応できるあっせん等の窓口を御紹介していく。それが電話でも解決できる国センならば国センでもいいわけですし、対面でできる私共の苦情審ということもあるのかなと思っていますので、消費者にとってなるべく適切な窓口を紹介して、究極解決に至るように努めていくということでやってまいりたいというふうに考えております。

○池田部会長：ありがとうございます。じゃあ、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員

バージョンが上がるたびに、とても分かりやすく読みやすく整理して頂いて、非常にありがたいなと思っております。先ほど来、3人の委員の皆さまから重点目標になるのか課題になるのか、まずここが一つ検討事項としてはあると思うのですが、私もこの計画の本文の中に何をどこまで数値目標として、重点目標なのか重点課題なのかも含めて、どこまで書き込む御提案があるのかなというところがまず検討事項としては残っていると思っています。

　本文の中に入れるとしたら、例えば3章の基本目標に続けて重点目標という形で追記して頂くのも一つのやり方だと思いますし、大森委員のような形、つまり章をもう別にして課題という形で取り上げていくというやり方ももちろんあると思います。

　それから、具体を挙げないまでも、その他の数値目標の活用という所に、一番最後の所に書いて頂いているような第4章のこの進行管理の一部に文言を追加して頂いて、目標の設定にどのくらい到達しているかどうかを随時チェックしていきますよというような意思表示を示すという、幾つかパターンはあると思いますが、次の審議会の時には事務局案として何をどこまでの数値目標として入れ込むようになるのかということに加えて、この計画のどこにそれをどのくらい明記する心積もりでいるのかということも併せて御提案頂かないといけないのかなと思いました。以上です。

○池田部会長

部会のトータルとしての考え方というのは、きょう形を作っていく必要がありますが、今の段階でちょっと事務局、もし委員の意見の不明なところ、あるいは説明をもっとしたいところなどなどありましたら、御意見方々御質問頂ければと思いますが、事務局、いかがでしょう。

○事務局

あっせん率についての御意見がありましたので、ちょっと私共の考えを述べさせて頂きたいと思います。国民生活センターのほうで「消費生活相談における心構え」という冊子を出しておられます。これは消費生活相談員の方ならばもうよく御存じのバイブルのような内容なのですが、ここをちょっと読んでみますと、あっせんについて書かれた箇所がございます。

　ちょっと読み上げますと、「消費生活相談は、消費者の権利を擁護するとともに、消費者の自立を支援することを目的とするものである。従って、助言に基づいて自分でできることは自分で行う努力をしてもらうことが基本となる。相談に訪れた消費者に、自分でできることは自分でやってみることにより、知識や経験を自分のものにしてもらい、自立した消費者となるための支援を行うことになる」。そういうような文言が基本的な考え方として書かれています。

　この考え方をベースにすると、あっせん率が上がること。つまり、目標となる以上はあっせん率を上げること、つまり、これを上げるためには何でもかんでもあっせんすることになります。まず、それが自立を促すということをベースとしている考え方に対して、それはどうなのかなというところをちょっと疑問に思っています。

　そして、あっせん解決率についてですが、あっせんすること自体は相談員さんの知識とか経験の蓄積に役立つことになると思います。そこは私共もスキルを上げるということについては同意、同じ考えでおります。ただ、あっせん事案が解決するかどうかは、その事業者が対応するかどうか、あるいは、相談者が事業者の提案を受け入れるかどうか、そういった問題もあります。なので、純粋に相談員の力量やスキルに基づくものでもないと。

　こういうこともありまして、目標にしてしまうと、それが金科玉条のようになってしまって、それをやみくもに達成しないといけない。やはり私共も審議会の場で毎年報告をしていかなければいけないので、1ポイントでもやはり上げるように、おそらく人が変わってもそういう考え方になると思いますね。じゃあ、目指している方法がそれでいいのかどうかということも考える必要があるのではないかなと思いまして、ちょっと御意見を述べさせて頂きました。

○池田部会長

ありがとうございます。それでは、最初に御発言されたお三方、どなたかございましたら。

○薬袋委員

まず、あっせん率を上げるということなのですが、これ10％程度以上というふうに言っているのは、何でもかんでもあっせんしろという趣旨ではございません。それと、自主的に行動することと、あっせんによって消費者があっせんの場に出てきて交渉するということは、いずれも消費者が主体的に参加することによって手続きの中で解決をするので、自立を支援するという意味においては、自主交渉を背後で支援する場合もあろうし、あるいは、あっせんの場で調整をすることによって対応することもあるという認識なので、自主交渉を原則とするというような認識は正直、私は持っておりません。

　自立とは何かということに関わることなのですが、消費者が解決したいと思っているときに自主交渉という道と、それから、あっせんという協力をしてあげるという場をつくるという道いずれもあるときに、それを適切に選択できるように提示をすると、おそらく一般的には10％以上のあっせん率になるのではないかという認識を私は持っているので、この10％ということを掲げました。

　他の都道府県でも同じようなことはあるのですが、それと解決率も何が何でも事業者に譲歩させ過ぎたり、消費者に譲歩させ過ぎたりという趣旨ではないのですが、一般に90％ぐらいの解決率があるようなお話だったので、やはりあっせんをする以上は適切な結論を維持しながら解決率を90％ぐらいに持ち込むという努力はあってもよいのかなということで、数値目標というのはいずれも形式的な目標であることが多いのですが、実質面を忘れない形であれば、このような数値を用いるということは決しておかしくはないだろうと。

　結構周りの弁護士とも議論したのですが、私の認識としては、このあっせん率10％、解決率90％というのは決して何が何でもとか、自立を損なうようなという趣旨ではないことはちょっと御理解頂き、また他の都道府県の計画なども参考にして頂いて、ちょっとお考え頂ければというように思っておる次第です。以上です。

○池田部会長：その他ありますでしょうか。

○大森委員

２、３ありますが、ひとつは事業者指導のところで、仰っているところは私も同じなので、私のところの重点課題の4は、大体目標と書かずに指標って書いています。これは府がどう思うかはあまり考えなかったのですが、正直、事業者さんの立場にしてみると、目標にしていると非常な指導を府はかけてくる、何かそういう要素になるのではないか、そんなふうに取られることもあるかなと思って、ここは指標って書いたので、ぜひ参考指標というところであればというお話でしたので、参考指標に入れて頂けるだろうなと思っています。

　あと今のここで、この資料2のところで、やはり少し考えてほしいなと思うのは、府のセンターが中核センターとして強化するんだというところの指標が、消費者教育を頑張りましょうとか、そういう見守りネットワークや市町村を支援しましょうとかありますが、大阪府自体がやっているところでというところの指標があんまり見えてきません。

　例えば、今議論されていたあっせんとかであれば、あっせんがいいかどうかは議論がありますが、府の相談の力量を上げるという一つの指標として想定されて提案されているんだと思うし、事業者指導のところも、これは権限のあるところ、自治体にしかできませんので、それは府が中心になってやることだという、そういうふうに思っているので、府の中核センターとしての目標を、そこの力量を上げるというところをどういう形で落とし込むのか、指標なのかどうなのかというところは考えてほしいところ。そこは何もありませんというのは、ちょっと腰引け過ぎなんじゃないかなと思います。

　あとちょっと別件ですけど、薬袋先生が御提案されている認知度のことで、これは消費者庁が費者意識基本調査で毎年調査しています。多分その調査で大阪府の数字も消費者庁に聞けば教えてもらえると思います。そうであれば、消費者意識基本調査他のも例えば過去1年間で消費者被害を受けた経験があるかどうかとかいう、そういう設問とかしていますので、全体のアウトカム指標として、それこそ、被害実態が増えているのかどうかということで使える可能性もあるなと思います。

　188の認知度というのは、全体のアウトカム指標、消費者教育啓発のところの全体のアウトカム指標で、市民がどれぐらい最も基本となる情報が伝わっているかどうかということを掴むにはすごくいい指標だと思いますし、以前確か北村委員だったか、最初の検討部会の時に188の周知というのは重要だというような御発言があったような、そんな記憶もあるので、それは重点目標の中に使えるということであれば、盛り込んでいいのかなというふうに思います。

　あとはSDGsのところをぜひ何か工夫して、例えば、消費者志向経営のところを一応数えたところ、府内事業者、本社を置いてはる所、4月末現在で103社中14社、府内に本社があるというふうになっている所、あるようですね。それをちょっとずつでも増やしていくという、例えばそんなような目標を持って、事業者さんと府と一緒に促進をしていくみたいなこととかですね。宣言したら今は消費者庁のホームページにだけ載っていますが、府内の事業者であれば大阪府のホームページにも社名が載ると、載せるとかですね。そんなようなことで応援するみたいなことは、お金をかけずにできるのではないかなと思ったりもします。

　ちょっとうまくいかなければ来年また見直しても別に構わないと思いますので、何かチャレンジして、ぜひSDGs関係では府民と一緒に取り組める目標を、消費者団体の所もそうですけど、取り組める目標をぜひ起こして、つくりたいなというふうに思っています。

○池田部会長：高比良委員。

○高比良委員

すいません。私のほうからは府のあっせん率についてなんですけれども、10％以上ということで指標として相談員協会のほうから出しておりますが、指標というか目標というか。ちょっと指標というと、何が何でも10％を達成しないといけないのかということで先ほど御指摘を受けましたが、そもそも府のセンターにおけるあっせん率というのが、府の場合は府内各市町村から、どこの市町村の方でも相談できるということになりまして、府のほうで納得いかなかったり、府がやはり遠いということになると、各市町村のほうに再度相談し直す方っていらっしゃると思います。各市町村のほうであっせんなどをした場合は、府のほうに最初に相談されていても、あっせん件数として市町村のほうに上がってしまうわけです。

　そういうことがございますので、本来府のあっせん率としてPIO-NETのほうに上がっております大阪府内の全受付件数、大体は6,000件か7,000件ぐらいありますが、それをあっせん処理件数全部の受付件数で割ったものというのは、純粋なあっせん率にはならないと思います。ですので、本来できることでしたら、府内の相談件数の中で、府でまず受けて、そのあとどうなったのか、最寄りの市町村のほうにまた相談されるのかどうか、そこまでの追っ掛けをしてもいいのではないかと思いました。

　それで、10％を相談員協会のほうからも、その数字を出させて頂いた理由というのが、先ほど申し上げたPIOのあっせん率を単純に計算しますと、大阪府さんはまだ10％未満です。ちなみに、大阪市さんも10％未満です。大阪市さんにおきましては5％未満というデータが出ておりまして、大阪市さんのほうは大阪府全域ではなくて、基本的に大阪市に在住か、もしくは在勤の方に限ると聞いておりますので、単純にあっせん処理件数を受付件数総数で割ってもいいのではないかと思うんですが、5％未満です。ちなみに、堺市は17％を超えています。あと東大阪なんかだと7％。多いところになりますと、和泉市、岸和田市も15％程度のあっせん率があります。

　なぜ市町村と府でこんなに違いがあるのかというところが、私のように相談員をしている立場ですと、なぜ同じ仕事をしていてこんなにあっせん率が違うのかなということをちょっと考えてしまうわけです。その場合、大阪市さんなんかでは、やはり相談員の数が足りないということをちょっと聞いてまして、数が足りないからあっせんできないのだということも聞いております。ですので、そういうことに関しては、やはり先ほど申し上げたとおり、きょうは大阪府の基本計画についてのお話ですので、大阪府について考えてみますと、やはり各市町村のやはりモデルとなるようなあっせんの仕方等を示して頂きたいということから、やはり10％という数字も出させて頂いております。

　そのあっせん率に対しては先ほど自立を妨げるものではないかというような意見も少しありましたが、決してあっせんというのは自立を妨げるものではなくて、自立を妨げるというより共同作業であるという見方もあると思います。自立を妨げるのではなくて、あくまでも消費者の自立を活性化させるというか、自立あってのあっせんです。相談員との共同作業であると考えられると思います。そういう見方で考えて頂くと、やっぱりあっせん率10％というのも目標として掲げてもおかしくないのではないかと思いました。

○事務局：よろしいでしょうか。

○池田部会長：事務局、どうぞ。

○事務局

あっせんそのものについてではありませんが、私はPIOのほうの担当もしており、PIOの指標を見ている中で気付いた部分で申し上げますと、明らかに大阪府のセンターに御相談に来られている年齢層と市町村のほうでの相談件数、このマスの全体のデータで見たときに同じではあっせん。65歳以上の高齢者の相談の率というのは、市町村のセンターのほうが明らかに高くなっています。年々歳々そこの部分が増えていまして、特に75歳以上の部分が市町村で顕著に増えています。　ですので、相談で求めておられるものが必ずしも同じではないのではないかという部分が現象として一つございます。

　もう一つは、今、高比良先生からお話があったように、府の部分から市町村に追っ掛けられるかという部分ですが、明らかに同一の相談であろうと思われる部分でも同一性の判断はかなり難しいと思います。特に、今の冒頭申し上げた年齢の部分を検証するために年齢不詳の率というのがありますが、要は年齢がちゃんと聞き取れているかどうかという部分においても、やはり個人情報の観点があるのか、最近やはり年齢をお聞きするとお答え頂けない率が、これも年々上がっています。それから、府のセンターにお訪ねを頂いた時に、市町村をお尋ねするのにもなかなかお答えが頂けない。なので、先ほど申し上げたように、なかなかマッチングというのは相当難しくなった。

　特に年齢のお聞き頂けていない率が、市町村のセンターのほうが高くなっています。これはちょっと分析上問題になるぐらい率が高くなってきていますので、そこの部分の聞き取りも含めて考えないと、府のセンターと市町村のセンターの比較というのは相当困難であろうと思います。ですので、府のセンターにおけるあっせん率を経年的に比較した場合にどういったところが出るのかという部分については研究してみる必要があるのかもしれないですが、ちょっとなかなか一律に論じて、それを経年で見ていくという部分も、目標というよりは指標、ある程度こういった傾向にあるのかを検証していくことが大事ではないかなというふうに感じました。

○池田部会長

ありがとうございます。限られた時間の中で議論を深めていくために少し論点整理をする必要があると思いますが、今回資料1で答申案という形で出されています。まずは、この形式の中で具体的に新しい、特に数値目標との関係で新しい章立ての提案をされる委員があり、事務局からは必ずしも提案どおり章立てをする必要があるかどうか、という形式論の問題がありますね。

　それから、さらに実質のところでいきますと、目標といってもどういう性質、方向性を持った目標なのかというところの、厳密に言えば定義のようなところに関わるところが一つあると同時に、具体的に数値という形になってくると、具体の数値をどういうところで設けるのか。その合理性を担保するものが、データとしてどういうものがあるという辺りをしっかりフォローするということになりますが、ちょっと一段バージョンアップした形で各委員の御意見をお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○大森委員

では、具体的な取りまとめ方ということも含めてということかと理解しましたので、私は重点課題、重点目標と、重点課題でも重点目標でもそれはどっちでもいい、そんなにこだわらないのですが、それは独立した章を作ってほしいなと思います。今ある章の中に、それぞれのところでばらばらに入ってしまうと、それをまた拾い出さないといけないという作業がどうしても発生してしまうので、それは重点と言う以上は、「重点は第2期ではこれとこれが絶対的な重点だよ」ということで、一つ章立てをして書いて頂くというのが一番分かりやすいというふうに思いますので、そこはそのようにお願いをしたいなということです。

　あと議論になっていた部分ですけれど、私自身はこの重点目標の所でホットラインの認知度を先ほども発言しましたけれども、それがきちんと使えそうということであれば、それは重点目標の一つ、全体的な目標ということで置いてはどうかなと思います。

　可能であれば、すいません、私が提案していてるSDGsのところも重点目標に。これは今喫緊ではないにしても、この5年先に向けて、2030年に向けてですけれども、絶対言わないといけないことだと思っているので、そこはぜひ目標化して重点にはしてほしいというふうには思っています。

　センターの相談と執行のところ、そこをどういう指標でとらまえるか、どう位置付けもするかということがちょっと議論になっていますが、そこが私は項目としては、センターを中核的、センターオブセンターとして強化するというのは、それは目標としては重点だろうと思うのですが、ただ、ちょっとなかなか指標化のところが同じ並びではちょっと難しいということであれば、参考指標の3ということで中核センターとしての府のセンターの相談業務と執行の強化みたいなことを入れといて頂いて、その中で指標ということで幾つかつかまえておくと。

　場合によっては、予算のアウトカム指標にされている損害の回収額みたいなところも、場合によったらもう入れてもいいのかもしれません。もうちょっと違う、相談の結果、どれぐらいそれが回復できたのかみたいなところを、予算を使われているので、そういうものを含めて、ちょっと府のセンターの相談と執行のところをどういう指標でつかまえるのかというところはちょっとひねって頂いて、私は指標でもいいかなと思いますので、そういう形で整理をして頂いたらどうかなというふうに今ちょっと思い付きました。

○池田部会長

あとは大森委員のほうから形式論のところで、一つまとめたのをという〓発言が〓ありましたが、事務局のほうで何かございますか。

○事務局

事務局の今、現時点での考えですけれども、数値目標という形のものを第3章の今この案でいきますと32ページ、2番目の「消費者施策の展開」の前。この1番目が「消費者施策の方向性」ということで、ちょうど全体が見渡せるような記述になっています。ここを見たら、この体系、施策の方向性というものの全体を見ることができます。この全体を見た中で、じゃあ何に最も力を注ぐのか、喫緊の課題は何なのかということをその次に持ってくると、流れとしては非常に分かりやすいのではないかなと思いましたので、そのように考えております。

○池田部会長：それでは、吉田委員、何か今のところで御指摘頂くことがありましたら。

○吉田委員

私は大阪府大阪市の住民なのですが、もしトラブルであったり、そういう相談事があったときに、どこに相談するかということを自分なりに考えてみましたが、私は府じゃないのではないかなと。これは申し訳ないのですがも、あまりにも大き過ぎまして、身近なところでいきますと、私は例えば区役所であったり市役所であったりっていうところとか、地域のそういう、何ですかね、そういうボランティアになるのか分かりませんけども、そういう所と具体的な内容の中でやるとか、警察に行くとかっていうようになるのではないかなというのがまず一つありまして、どういうふうにすれば府のセンターとしての集約というのができるのかなというのは、ちょっと今のところ分からない部分がございます。

　それからもう一つは、先ほど確か大森委員のほうからお話し頂きました消費者志向経営のところの宣言のところですね、企業。本当に申し訳ありませんが、まずACAPに入会されている企業は全てその方向でありまして、進めているのは当たり前だと。それをあえて今さら宣言しますなんていうことは、ちょっとこれは違うのではないかなというのがございまして。

　逆に、これは提案した内容の中で、これは消費者側というか、行政側からの認証という形で「この企業はそういう消費者志向経営についてきちっとやっていますよ」というのを客観的にやっぱり与えられるべきものではないかなと。自分が宣言するというのは、ちょっとどうなんやろかということは非常に感じる次第でございます。以上です。

○池田部会長

ありがとうございます。さらに、吉田委員のほうで、今御指摘頂きましたが、先ほど資料1の答申案ということで事務局の説明も頂き、章立て、1章、2章、3章、4章という形の具体的な部分を含めて提案頂いているところですが、基本的なところでさらにその辺りについて、形式面についても含めて、御指摘を頂くところがありましたらお願いしたいと思います。

○吉田委員

これは確認させて頂きましたが、非常にいい内容になっているとは思いますので、そういう指摘もございません。

○池田部会長

ほぼかなり時間を目いっぱい使っていますが、どなたからでも御指摘頂くところを、特に分野を絞ってということも致しませんので、自由に御指摘頂ければと思いますが。

○薬袋委員

先ほど事務局さんから御指摘があったように、第3章の1と2の間というのは僕も良いと思います。2の後ろということも考えられないではありませんが、やっぱり重点課題は前にあったほうがいいという感じがするので、1と2の間、もしくは1の中に前半と後半みたいな形で入れて頂くのが良いかなというふうに思いました。

　それと私の提案しておりますように、進行の管理のところにはぜひとも重点的な目標とか数値に上がらなかったものについても、毎年の計画の評価とか実行、計画の方向性みたいなのを定めるに当たっては、そういう指標を使ってやっていくということをぜひとも入れて頂ければ、本日全ての委員を足すと多分20か30ぐらいの指標が挙がっているとは思いますが、そのうちの落ちたものについても今後検討して頂けるのではないかなというふうに思っています。

　それから、私は特殊詐欺のことについてはぜひとも治安対策課さんと、それから府警本部さんと相談して頂けないかなというふうに思っています。消費者を取り巻く環境の所にも特殊詐欺の話は出てきていますので、特殊詐欺の話の中に入れて頂いたら。既に長野県などは特殊詐欺について消費者基本計画の中にも入れておられるので、ぜひとも特殊詐欺を大阪で被害半減、それから被害額半減みたいなことをどんと打ち上げて頂ければ、もうこれは大きな力になると思いますのでお願いしたいと思っています。

　細かなことはいろいろありますが、あとは大学の先生方には大学で若者向けの実践的な教育はぜひとも言って頂けないかなと思ったりしているのですが、いかがなものでしょうか。

○池田部会長

それは弁護士会ともども、あるいは消費者組織ともども連携しながらということかと思いますが、ありがとうございます。

　それじゃあ、大森委員から大変貴重な御指摘を頂いたというところは重々承知しつつ、全体として部会として本日が最後になりますので、部会として最大公約数的にまとめるとすれば、まずは形式的には第3章の中に、大阪府としては初めてのことになりますけれど、数値目標的なものをにじませるようなものを何か工夫してというところで頑張ってみたいなというふうに思います。

　以上、この項目で具体的にこの数値でというところについては、なかなか時間が十分足りないところでもありまして、部会で全体の最大公約数的意見ということで取りまとめるということにはなりませんでしたけれども、しかし、重要性〓そのものが〓いずれにしても、いささかも変わらないというところは間違いないところかと思いますので、その点につきましては引き続き今後とも議論を深めていくということで、取りあえずは本日の部会として改めて消費者保護審議会のほうに提出をして、きょうお出し頂いたきょうの答申案を踏まえつつ、最終的にはちょっと部会長のほうにちょっと御一任を頂くというような形で、私がそういうことでやったために「このやろう」という形でお叱りを頂戴するところが多々あるかと思いますけれど、少なくとも府として初めてのところに一歩踏み出すというところを多少ちょっと評価頂きながら、より前向きな形で何ができるかというところは真剣に私も考えるということを付加させて頂く上で、取りまとめをさせて頂ければと思いますが、いかがでございましょうか。

　またもし何かありましたら、場外でも構いませんので御指摘等を頂ければと思いますが、事務局は何かございますか。どうぞ。

○事務局

よろしいですか。今お話に出ていた中で、きょう部局の方も来られていますが、まだまだ調整しなければならないところもあり、逆に調整すれば書けるところも幾つかあるかと思います。特にSDGsの関係については、大阪府全庁的にも非常に今から取り組むさまざまな課題をそれぞれに提起して、それぞれの分野でいろんな検討が今まさに始まったばかりというところで、まだ施策に浮上してくるところまで来ていない部分があります。

　ただ、今年度中にいろんな、例えば食ロスの法律もできましたので、それへの対応ですとか、いろんな形で施策として前に出していくということが検討されておりますので、私たちもそういう所に、検討する場に入っていきまして、消費者行政としての立場から「こういうことをやっていったらいいのではないか」ということは意見も言っていきたいと思っていますし、私共の所で何ができるかというところは考えていきたいと思っておりますので、ちょっと今この段階で統合して一つにまとめてお出しすることがなかなか今難しい状況だということだけ、すいません。もう少し検討させて頂ければと思っております。

　それと、指標という形で出す、目標という形で出すということはどうなのかというのは思いつつも、きょう出して頂いた御意見を伺っていますと、非常に課題認識として私共が行政として受け止めるべき課題、それから皆さん方がお持ちの認識というのは非常に私共も共有しているものでして、それをどう解決して、解決に役立てていったらいいかというときに目標として設定する数値として出していくのがいいのかというところをちょっと今後も引き続き検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い致します。

○池田部会長

ありがとうございました。それでは、もうほぼ時間ですが、各委員のほうから「この点はちょっと追加でぜひ言っておきたい」ということがありましたらお願いします。

○薬袋委員：すいません。

○池田部会長：どうぞ。

○薬袋委員

しつこく、申し訳ありません。重点課題もしくは重点目標なのですが、できたら5つぐらいは欲しいかなというふうには思っています。他の都道府県はやっぱり5つとか、10、20とかある所もあるので、重点ということに絞れば10とは要らなくても、今の2は少し寂しいので、何か特に重要な施策で、しかも問題のない数値が盛り込めるのであれば、できる限り盛り込んで頂きたいというふうに思っておりますので、2以上ということと、あとはこの状態で部会長に一任するというのが本当に今の段階で良いのかどうかというのを私自身も少し。まだ原案自体が基本的に固まってない状態ですが、必要に応じて部会のメンバーとして、個人的にと言ったらいけない、削除して頂いて、適宜意見を申しながら部会長には一任して審議会の本委員会のほうで答申を確定させて頂ければということで目いっぱい時間を費やして頂いて、良いところまで来ていると思いますので一任したいと思っております。

○池田部会長

ありがとうございます。他の委員、よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、ひとまず部会としての検討部会については、これまでとさせて頂きたいと思います。あと事務局さんのほうで何かありますか。

○事務局

委員の皆さま、さまざまな御意見を頂きありがとうございました。答申案をまとめていくに当たりまして、先ほども申し上げましたが、庁内の他部局と調整中のものもございます。それについては、引き続き調整を行ってまいります。また、文中に入れ込む図表についても、最新データに更新してまいります。また、本日の部会の資料につきましては速やかにホームページにアップを致しまして、部会委員以外の審議会本審の委員の皆さまにも御覧頂くように致します。引き続きどうぞよろしくお願い致します。

○大森委員：一つだけ。

○池田部会長：手短に。

○大森委員

すいません。先ほどSDGsの話もあって、今確か府庁のほうで有識者会議が設置されて、どう取り組むのかがまさに本当に議論されているところだというふうにホームページなんかを見させて頂いて思っています。その段階で先にこちらの消費者基本計画のところで先にというのはなかなか難しいのかもしれません。場合によっては、重点課題には挙げつつ、目標設定についてはその庁内の議論、全体の議論を踏まえて、改めて次年度以降、可能であれば設定をするみたいな、そういう形ででも課題としては取り上げておくということは僕はないことはないかなと今ちょっとふと思ったので、そういうことも含めて、課題設定というところはまた御検討頂けたらというふうに思います。

○池田部会長：それでは、坂田所長、何かありますか。

○坂田所長

部会の皆さま、本当にお忙しい中、3回にわたりまして御意見さまざまに出して頂きましてありがとうございます。また、毎回この部会に当たりまして資料を御提案頂きました先生方に本当に改めてお礼を申し上げます。

　きょうここで頂きましたさまざまな御意見については、数値目標という形で頂いた御意見も含めまして、私共が消費者行政を今後考えていく際の貴重な御提案にさせて頂けるものばかりですので、これが目標という形でどのようにすれば計画に反映できるのかということについては、私共の中でもう一度検討させて頂き、できる限り計画の指標としてふさわしいものということで、また本審議会のほうで御提案させて頂きたいと思います。また、部会長とも御相談の上で、皆さま方にフィードバックをさせて頂きたいと思いますので、どうか引き続きよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

○池田部会長

それでは、部会長の私からも座ったままで恐縮ですけれども、部会の委員の皆さまには貴重なお時間、貴重な御意見、本当にありがとうございました。御指摘のように、非常に真剣な提案等々を頂いた背後には、今なお本当に許し難いような事件といいますか、続いている中で、何とかしたいという皆さま方の率直な思いの表れだろうと思います。そういう中で、府の消費者施策に対してどういうことがより建設的・具体的な形で私共が貢献できるのかということを今後とも考えながら、誠実に職を果たしていきたいというふうに思っております。改めて皆さまに厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

○事務局

それでは、池田部会長ならびに委員の皆さま、どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の部会を終了させて頂きます。委員の皆さまには本当にありがとうございました。